

武豊町物品等電子入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子調達共同システム(物品等)利用規定(以下「利用規定」という。)の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において武豊町建設工事等関係入札者心得書(以下「入札者心得書」という。)及び武豊町建設工事等入札審査会規程に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、入札者心得書及び武豊町建設工事等入札審査会規程の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム(物品等)

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加し革新性や電子入札等をインターネットを利用しておこなう情報システムの総称を言う。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続きを処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムで、入札(見積を含む。)に関する事務手続きを処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子調達システムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。

(6) 紙入札

電子調達システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(7) オープンカウンタ(公開見積競争)

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数のものから見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子

署名法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。

(9) 電子証明書

電子証明法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定するものをいう。

(10) ICカード

電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(11) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、武豊町へ入札参加資格申請を行い、資格認定後に交付される識別符合をいう。

(12) 契約担当者

発注期間において、電子調達システムを利用する契約案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。

(13) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

(14) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。入札方式については、武豊町物品調達調査会(以下「調査会」という。)で決定したものとする。

(1) 一般競争入札

(2) 指名競争入札

(3) 随意契約(オープンカウンタも含む)

2 電子入札対象案件は、競争入札により実施する案件のうちから、調査会が決定し、前項の入札方式で実施する。

3 電子入札の拡大のための試行等、調査会が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、電子入札を実施できるものとする。

(電子入札システムの利用)

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムに申請を行い、資格認定を受け、ID(資格認証)を取得した者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合は、次の各号に定める場合の区分に応じ当該各号に定める方法により、ICカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合

登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、武豊町の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から町の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更手続きを行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

(ICカードの不正使用等)

第8条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消

ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(競争入札参加資格確認申請書等の提出)

第9条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法

一般競争入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、競争入札参加資格確認申請書(様式1)を申請期間内に発注者へ提出しなければならない。また、入札参加資格の確認に必要な資料(以下「資料」という。)がある場合は、電子入札システムの添付機能により電子ファイルで送信するものとし、この場合のファイル容量は1MB以内とする。また、電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	Word2003 形式以下
Excel (Microsoft Corp.)	Excel2003 形式以下での保存
その他	PDF (Acrobat6 以下) 画像ファイル (JPEG 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Lzh 又は Zip 形式)

(3) 電子メール又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が 1 MB を超える場合は、総務課のメールアドレス (somu_ca@town.taketoyo.lg.jp) に送信するか、紙媒体で持参により提出するものとする。その場合、総務課の検査担当に電話等にて連絡するものとする。また、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する前に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、提出された資料にウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。

(6) 申請書等受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(指名の通知)

第 9 条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領したものは、電子入札システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第 10 条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子書名を付した上で、電子調達システムにより提出し

なければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(3) 再度入札

再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(4) オープンカウンタ

オープンカウンタについては、電子署名等を付することに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札での参加)

第11条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承諾書(様式1)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式2)により町長の承認を得なければならない。ただし、あらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中である場合

(2) ICカードの失効、破損等により、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合

(3) パソコン等にシステム障害が生じた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書(様式3)を使用する。

(3) 提出方法

紙入札書は、封緘の上、指定された場所に持参するものとする。

(4) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時

電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付締め日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、紙媒体による入札辞退届(様式4)を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第13条 開札日までに指名停止処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札)

第14条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後に開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。

イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立会させた上で、電子署名をするものとする。

(3) 電子くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子調達システムに「999」の入力を行うものとする。

(落札者の決定通知)

第15条 落札者が決定した場合は、発注者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書を送信するものとする。

(再度入札)

第16条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内がない場合、再度入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時については、案件ごとに発注者が設定し、電子入札システムにより再入札通知書を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された受付締め切り日時までに入札書を作成し、総務課検査財政担当者へ持参し提出することにより再度入札に参加できるものとする。

4 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定める。

5 前項各項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積は実施しないこととする。

(不調)

第17条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書を送信するものとする。

2 紙入札者については、口頭又は書面等確実な方法により行う。

(結果の公表)

第18条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合(オープンカウンタによる場合を除く。)は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(入札の無効)

第19条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 同一条件において、電子と紙による入札書を提出した入札

(責任の範囲)

第20条 電子入札において、申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第21条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域的な停電等のため電子調達システムが使用できなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 軽度の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見こめる場合必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがなく電子入札の確実な実態が見込めない場合紙入札に変更し、入札参加者に電話等確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(様式1)

紙入札参加承認願

年 月 日

武豊町長様

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

下記の案件について、電子調達システムを利用して入札参加ができないため、紙入札の参加を承認してください。

記

1	物 件 名	
2	規 格 及 び 数 量	
3	納 入 場 所	
4	電子入札で参加できない理由	該当の にチェックしてください。 ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で ICカードの破損等のため、再取得の途中で パソコン等のシステム障害 その他 理由()

(様式2)

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

武豊町長 初山 芳輝

年 月 日付けで承認願を提出されました、下記の案件について審査結果を通知します。

記

1	物 件 名	
2	規 格 及 び 数 量	
3	納 入 場 所	
4	審 査 結 果	紙入札での参加を 1 承認する 提出場所 2 承認しない 理由()
5	そ の 他	入札書に、電子くじ番号(3桁の任意の数値)を忘れずに記入してください。

(様式3)

入札番号

入札書

年 月 日

武豊町長 殿

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

武豊町建設工事等関係入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

備考 上記金額に消費税相当額を加算した金額が法令上の申込みに係る金額である。

1. 物 件 名 _____

2. 規 格 及 び 数 量 _____

3. 納 入 場 所 _____

くじ番号			
------	--	--	--

3桁までの数字を記入すること

- (注) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
2. 記載後、封筒に入れ、表面に「入札書」、裏面に住所、会社名等を記載し、封筒継目に3個以上の封印をすること。
3. 文字は正確に記載し、訂正又は抹消した個所には押印すること。ただし、金額の訂正は無効となるので注意すること。
4. 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

(様式4-1)

入札辞退届

年 月 日

武豊町長 殿

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

年 月 日付け公告の一般競争入札について、下記の理由により、入札を
辞退します。

記

1. 物 件 名 _____
2. 規 格 及 び 数 量 _____
3. 納 入 場 所 _____
4. 辞 退 理 由 _____

- (注) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
2. 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
3. 物件の買入契約にあつては、用紙中「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用する。

(様式4-2)

入札辞退届

年 月 日

武豊町長 殿

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

年 月 日付けで指名された入札について、下記の理由により、入札を辞退します。

記

1. 物 件 名 _____
2. 規 格 及 び 数 量 _____
3. 納 入 場 所 _____
4. 辞 退 理 由 _____

(注) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

2. 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。

3. 物件の買入契約にあつては、用紙中「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用する。